

## 【新旧対照表】「冷凍食品認定工場認定要領の運用」（令和5年2月1日最終改定版）

※改定した箇所はアンダーラインにて示しています。

令和5年2月1日施行

新	旧
<p>III. 工場訪問が困難な場合の審査・検査等の対応</p> <p>協会が認める感染症予防対策等、止むを得ない理由により、各認定工場において工場（事務所、製造棟）への立入りを制限している場合の対応は、次の通りとする。</p> <p>1. 認定審査</p> <p>(1) 初回審査 工場の立入調査が必須であり、立入調査ができなければ、申請を受け付けない。</p> <p>(2) 更新審査 検査員が現場に赴かず、情報通信機器等を活用し、遠隔地から現地調査に近い内容の調査（以下、リモート調査）を実施し、その結果に基づき有効期間を付与する。 付与する<u>有効期間</u>は、4年、3年工場で1年以内、2年工場で半年以内とし、認定委員会で査定する。 有効期間内に現地調査を行うことができない場合は、認定委員会で措置を決定する。なお、更新審査料は、認定要領別記2の(2)認定審査料一工場当たり80,000円を20,000円に減額する。 リモート調査を実施する場合は、JFICが秘密保持誓約書を工場側に提出し、開示されたデータ（記録、文書、画像等）は、JFICでは保存しないものとする。</p>	<p>協会が認める感染症予防対策等、止むを得ない理由により、各認定工場において工場（事務所、製造棟）への立入りを制限している場合の対応は、次の通りとする。</p> <p>1. 認定審査</p> <p>(1) 初回審査 工場の立入調査が必須であり、立入調査ができなければ、申請を受け付けない。</p> <p>(2) 更新審査 検査員が現場に赴かず、情報通信機器等を活用し、遠隔地から現地調査に近い内容の調査（以下、リモート調査）を実施し、その結果に基づき暫定有効期間を付与する。 付与する暫定有効期間は、4年、3年工場で1年以内、2年工場で半年以内とし、認定委員会で査定する。 暫定有効期間内に現地調査を行うことができない場合は、認定委員会で措置を決定する。 なお、更新審査料は、認定要領別記2の通り。 リモート調査を実施する場合は、JFICが秘密保持誓約書を工場側に提出し、開示されたデータ（記録、文書、画像等）は、JFICでは保存しないものとする。</p>